

第一中学校区における魅力ある学校づくり協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「交野市学校規模適正化基本計画」における第一中学校区の学校適正配置の方向性に基づき、交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校の統合および施設一体型小中一貫校の整備に向け、第一中学校区の各学校に関係のある者の意見を聴取するとともに、第一中学校区の各学校の関係者等が連携・協力し、新たな学校づくりに係る諸課題について、情報共有や連絡調整、意見交換等を行う場として、「第一中学校区における魅力ある学校づくり協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 第一中学校区における施設一体型小中一貫校のあり方等に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第3条 協議会の会員は50人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 第一中学校区の小中学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 第一中学校区に在住する未就学児の保護者
- (3) 第一中学校区の小中学校に関わりのある市民団体の代表者等
- (4) 第一中学校区の地区の代表者等
- (5) 第一中学校区で事業を営む者の代表者等
- (6) 第一中学校区で活動する生涯学習関係団体の代表者等
- (7) 第一中学校区の小中学校に関わりのある公募市民
- (8) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 会員の任期は、第2条に規定する検討及び協議が終了する日までの間とする。

2 教育委員会は、特定の地位またはその職(以下「地位等」という。)にあるため会員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、会員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を会員として委嘱する。

3 会員に欠員が生じた場合においては、必要に応じて補充することができる。

(報酬)

第5条 会員は無報酬とする。

(会議)

第6条 会議は必要に応じて教育長が招集する。

2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 協議会は、原則公開とする。

(作業部会)

第7条 協議会が必要とする調査及び研究事項については、別に作業部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要に応じて協議会会員以外からの幅広い意見を聴取する場を設けることができる。

(情報の取扱い)

第9条 会員は、会員の職務上知り得た情報を、協議会設置趣旨を踏まえ、適切に取り扱うものとする。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会に関する庶務は、学校規模適正化室において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。